

身体障がい者減免 障がいの程度 早見表

本人運転・家族運転で可

太字 本人運転のみ可

等級	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	肢体不自由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がい								
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい	肝臓機能障がい
								上肢機能	移動機能							
1級 18	両眼の視力の和が0.01以下のもの ※光覚弁、手動弁 指数弁				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	体幹の機能障がいにより座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの ○ 1級、2級とも一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の	じん臓の	呼吸器の	ぼうこう又は直腸の	小腸の	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級 11	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障がい 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの ★両手の全ての指の機能を全廃したもの	1 両下肢機能の著しい障がい 2 両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの	1 体幹の機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの ○ 1級、2級とも一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
3級 7	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失 ※喉頭摘出による音声機能障がいに限る	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障がい 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの ★両下肢の股関節の機能全廃したもの ★両下肢の膝関節の機能全廃したもの ★右下肢及び左下肢の機能の著しい障がい	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の	じん臓の	呼吸器の	ぼうこう又は直腸の	小腸の	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの ○社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるものを除く。
4級 4	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの 2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障がい 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの十分の一以上短いもの *2 両下肢機能の著しい障がい(両下肢総合)(4級)		不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の	じん臓の	呼吸器の	ぼうこう又は直腸の	小腸の	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級 2	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障がい		1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの十五分の一以上短いもの	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級 1	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの、両眼の視力の和が0.2を越えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい (注意) 下肢7級該当障がいがある場合は、繰り上がりにより本人運転で該当		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級 0.5		※S57.8.4改正(聴力レベルでの測定方法の変更) 従前 80dB…3級 10dB UP ↓ 現在 90dB…3級			1 一上肢の機能の軽度の障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 一下肢の機能の軽度の障がい 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

★ 県障がい者支援課使用の身体障害者福祉法施行規則別表第5早見表による記載障がい名

*1 幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのうち移動機能障がい3級における家族運転の減免対象からは一下肢のみに運動機能障がいをもつものを除く

*2 一下肢機能の著しい障がい(4級)と同程度とみなされる場合は4級と判定される。